

報告第4号

専決処分の報告（渡慶次小学校における車両破損の和解及び損害賠償）について


地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定により報告します。

令和6年4月25日提出

読谷村長 石 嶺 傳 實

損害賠償の額を定めることについて

次のとおり渡慶次小学校における車両破損の和解及び損害賠償の額を定めることについて専決処分とする。

- 1 相手方 
- 2 損害賠償額 272,093円
- 3 概要 別紙事故報告書のとおり

令和6年3月12日

読谷村長 石嶺 傳實

事故報告書

発 生 日 時	令和5年10月24日（火） 午後4時10分頃
発 生 場 所	読谷村字瀬名波510番地 読谷村立渡慶次小学校職員駐車場
状 況	<p>令和5年10月24日午後4時10分頃、読谷村立渡慶次小学校において同校教職員が運動会に向けて、放課後に運動場の整備（走路の草刈り）を行っていたところ、小石にぶつかり、小石の破片が■■■■の自家用車の方に飛んでいった。</p> <p>当該車両の方に確認に行くと、■■■■■■■■■■のフロントガラスに小石がぶつかった跡があり、亀裂が走っていたのを確認している。</p> <p>被害者とは調整の結果、令和6年3月12日賠償金支払いで示談。</p>

# 示談書

第一当事者(甲)用

※甲、乙、両名の記名捺印がそろった日を西暦でお書きください。

2024年 3月 12日

第一当事者 (甲)	氏名 読谷村長 石嶺傳實 住所 読谷村字座喜味2901番地
第二当事者 (乙)	氏名 [Redacted] 住所 沖縄 沖縄市 [Redacted]
事故発生日時	5年 10月 24日 午前 4時 10分
事故発生場所	沖縄 読谷村字瀬名波510 読谷村立波慶次小学校 職員駐車場
事故の原因 状況結果	運動会に向けて、放課後に運動場の整備(走路の草刈り)を行っていたところ小石がぶつかり、球片が[Redacted]の車のほうへ飛ばされた。車のほうに確認していくと、[Redacted]のフロントガラスに小石がぶつかり、跡と亀裂が走った。
示談の内容	甲はこれに対し、本事故に関する一切の損害賠償金として、修理費 272,093円は、甲が保険契約に加入する損保ジャパンから乙が指定する修理工場に支払う。 本件示談の他、甲、乙間には一切の債権債務関係がないことを確認する。以下 余白。

15147684801 20231024 3583

指図払用



311111-2401181-0000007-05-01 0000002